

いわき市浄化槽保守点検業登録業者一覧(令和7年4月更新)

※ ■の業者は、いわき市環境整備事業協同組合の組合員です。

【平・好間・四倉・川前地区】

業者名	住所	電話番号	保守点検	清掃	法定検査
三侖クリーン産業(株)	平字城東一丁目1-15	22-1616	○	○	○
(有)丸彦商事	平南白土字関根81	23-3081	○	○	○
(有)平セニテーション	平上荒川字桜町98-1	28-3081	○	○	○
中央環境整備(有)	平幕ノ内字西田54	25-5656	○	○	○
(有)いわき環境センター	平下神谷字屋敷19	34-7700	○	○	○
コーワサービスいわき営業所(小笠原 政弘)	平字倉前108-3	090-2023-4779	○		
(有)エコプラント	平北白土字穂積80-3	024-962-7877	○		
(有)ひかりエンジニアリング いわき営業所	平北白土字宮田5-2 菅波ビル103号	88-9364	○		
フジクリーン工業(株) いわき営業所	平上荒川字砂屋戸23-1	23-2865	○		
(株)ジオメイク・希	平上荒川字堀ノ内36-7	24-4019	○		
(有)クリーン・サン・メンテナンス いわき営業所	平上荒川字砂屋戸132-2	22-5882	○		
(株)ダイキアクシス いわき営業所	平上荒川字砂屋戸132-2	25-8311	○		
福島日化サービス(株) いわき営業所	平下荒川字諏訪下16-2	38-3851	○		○
浄化槽サービスカンパニー(吉田 輝彦)	平下荒川字諏訪下55-6	090-1700-4872	○		
(有)好間衛生社	好間町中好間字鍛冶内16	36-3222	○	○	○
(有)清美社	好間町上好間字上野原66-2	36-2307	○	○	○
(株)ネクスコ・エンジニアリング 東北いわき営業所	好間町北好間字丸田17-1	36-5662	○		
東北技研工業 株式会社	好間町榊小屋字迎3番地	36-5684	○		
(有)いわき浄化槽工業	好間町上好間字石田47番地の6	84-8848	○		
公揚環境事業(有)	四倉町字東一丁目17-1	32-2430	○	○	○
カネキサービス(長谷川 徳三)	四倉町字西二丁目15-3	090-7791-6392	○		
(有)大衛社	四倉町上仁井田字東山9-1	32-2099	○	○	○
(有)サクマ微生物技研工業 いわき営業所	川前町小白井字下岐26-12	84-2571	○		

【内郷・常磐・遠野地区】

業者名	住所	電話番号	保守点検	清掃	法定検査
いわき市環境整備事業協同組合	内郷高坂町大町138-2	27-8800	○	○	○
(株)福島スイケンエンジニアリング	内郷御厩町一丁目200	27-1919	○		
ドリコ(株)いわき管理事務所	内郷綴町川原田88	45-1117	○		
常磐開発(株)	常磐湯本町辰ノ口1	72-1111	○		
オオツキメンテナンス(大槻 次夫)	常磐上湯長谷町湯台堂142	43-7674	○		
(株)野田工業所 いわき営業所	常磐上湯長谷町五反田175	43-1988	○		
北都メンテナンス いわき営業所(金森 友志郎)	遠野町上遠野字西町8	89-2290	○		
(有)石城清掃社	遠野町根岸字下根岸123-3	89-2379	○	○	○

【小名浜地区】

業者名	住所	電話番号	保守点検	清掃	法定検査
(有)クリーンハンズ	小名浜字吹松2-24	92-2438	○	○	○
(株)アムニティいわき	小名浜君ヶ塚町5-9	54-2838	○	○	○
たけや商事(株)	小名浜下神白字武城122-1	54-3645	○	○	○
(株)トーカン いわき営業所	小名浜島字館下27	090-1068-3354	○		
(株)銀エスアール工業 いわき営業所	小名浜島字館下27	38-9564	○		
日化メンテナンス(株) 東北営業所	小名浜大原字下小滝45-1	52-1510	○		
(有)カンセイ	小名浜君ヶ塚町5-9	54-8260	○		
富士水質管理(株) 福島営業所	江名字北口17-18	080-4160-4091	○		

【勿来地区】

業者名	住所	電話番号	保守点検	清掃	法定検査
勿来清興(株)	佐糠町一丁目1-11	62-2394	○	○	○
(資) 勿来衛生社	錦町浜田77-1	62-3386	○	○	○
(有)白山清掃社	勿来町関田西一丁目11-9	65-5533	○	○	○
東北藤吉工業(株) いわき出張所	岩間町小原180	77-2361	○		
(株)西原ネオ いわき営業所	後田町源道平36	84-5880	○		
(株)向洋 いわき営業所	錦町宮ノ前63-3	62-3310	○		
きよみサービス(芳賀 清)	中岡町五丁目8-19	63-7995	○		

※上記一覧のうち、保守点検、清掃、法定検査すべてに○印が記載されている事業者については、維持管理の「一括契約」をすることができます。

★「一括契約」とは？

合併浄化槽(10人槽以下の浄化槽)が設置されている一般のご家庭に限られますが、維持管理契約(保守点検、清掃、法定検査)を同じ業者へ委託契約することで、年間の費用(検査手数料を含む)が明確になり、浄化槽法に定められている維持管理を確実に行うことができる制度です。

詳しい内容については、各事業者もしくはいわき市環境整備事業協同組合(27-8800)にお問い合わせください。